

令和6年度 第1回静岡市再犯防止推進協議会

日時 令和6年6月5日（水）
18時30分から20時00分まで
場所 静岡市地域福祉共生センター
みなくる 2階 会議室1

次 第

1 開 会

2 福祉総務課長挨拶

3 委員自己紹介

4 報告事項

(1) 令和5年度再犯防止推進事業の実績報告及び
令和6年度再犯防止推進事業の予定

資料1

(2) 第2次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況

資料2

5 審議事項

静岡市付添い支援事業の検討

資料3

6 閉 会

令和5年度 再犯防止推進事業実績報告及び 令和6年度 再犯防止推進事業予定

○再犯防止相談支援事業

・再犯防止推進センターの設置と再犯防止推進員の設置

3区保護司会に委託し、更生保護サポートセンターに再犯防止推進センターを設置
再犯防止推進員として、各区3名ずつ計9名を任命

令和6年度

市民ボランティアによる再犯防止推進員を4名任命

葵区1名、駿河区3名、清水区3名、市民ボランティア4名の計11名

・再犯防止推進員による付添い支援

検察などから 17件 の相談 ⇒ うち 3件 付添い支援実施

(令和4年度 21件 の相談 ⇒ うち 5件 付添い支援実施)

・伴走型支援

付添い支援をした対象者が、その後も支援を希望 ⇒ 6件実施

(令和4年度4件実施)

○再犯防止推進に関する啓発等

・再犯防止市民講座

更生保護や再犯防止に理解のある市民を増やし、生きづらさを抱える人の社会復帰のサポート役を担う支援者を要請するため、全7回の連続講座を実施

申込者数（受講者数） 17名

終了者数 15名

再犯防止推進員申請者数 4名

市民講座の様子 ▶



令和6年度

8月に広報紙「静岡気分」へ募集案内を掲載し、受講者を募集（定員20名）

9月に初回講座を開催。1か月1回程度、全7回の講座を実施予定

詳細：資料1-2、1-3を参照

・静岡庁舎本館イエローライトアップ

第73回社会を明るくする運動の一環として、令和5年7月3日から31日まで、静岡市役所静岡庁舎本館を更生保護のイメージカラーである黄色にライトアップ
初日には点灯式を実施



点灯式の様子 ▶

令和6年度

7月1日から31日まで、静岡市役所本館のライトアップを実施予定
ライトアップ初日の7月1日には、点灯式を実施予定

・ART FROMプロジェクト（静岡刑務所アート作品展示）

令和5年7月3日から7日まで、静岡市役所静岡庁舎新館1階で、静岡刑務所に収容されている受刑者のアート作品の展示を実施

令和6年度

5月22日から6月28日まで、静岡銀行呉服町支店1階での展示を実施中
7月2日から5日まで、静岡市役所静岡庁舎新館1階での展示を予定

・第34回静岡矯正展へのブース出展

令和5年10月28日に開催された静岡矯正展でパネル展示とチラシ配布を行い、啓発活動を実施

・講演会の実施

令和6年3月23日に「犯罪・非行をした人の居場所」をテーマとした講演会を実施
市内のみならず、隣県からの参加者もあり、36名が参加
講演会のアンケートより

- ・施設や制度の事をほとんど知らない自分でも理解できた。
- ・犯罪をした子供たちの話をたくさん聞いて、とてもためになった。
- ・地域の支えがとても大切。色々なお話が聞いて、刑務官としてやれることをやっていると思った。

Q & A

こ・こ・に についての疑問にお答えします。

Q1. 各講座の応募期間はいつですか？

A1. 講座によって異なりますが、講座開催の1ヶ月から2週間前までには募集を締め切る場合が多いです。
詳しくは各講座の問合せ先にお問合せください。

Q2. 誰でも応募できますか？

A2. 原則として18歳以上の方が対象です。(※1)
また、講座により年齢や居住地など要件が異なります。
※1 高校生チャレンジコースについては、高校生が対象です。

Q3. 応募すれば誰でも受講できますか？

A3. 各講座の応募時にご記入いただく志望動機などを基に選考を行います。

Q4. 同時期に複数の講座を受講できますか？

A4. 可能です。ただし、日程が重なっている講座もありますのでご注意ください。

Q5. 講座を修了するための条件はありますか？

A5. 全日程のおおむね8割の出席が必要です。
講座により、自主活動や欠席時のレポートなどで補えることがあります。
また、講座によっては、その他にも修了条件がある場合があります。

Q6. 「こ・こ・にポイント」とは何ですか？

A6. 講座を修了すると獲得できるポイントです。
講座の回数を基本に自主活動の有無などを考慮して決定しています。
複数の講座を修了し、ポイントを集めることで「静岡まちづくりマスター」として認定されます。 》詳細は2頁へ



静岡シチズンカレッジ こ・こ・に 事務局

(静岡市市民局生涯学習推進課内)

住所: 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話: 054-221-1207

静岡シチズンカレッジ

こ・こ・に

講座案内

2024



こ
↓

「構想力」

こ
↓

「行動力」

に
↓

「人間力」

こ・こ・に
へようこそ!

まちづくりは人づくり

静岡市はまちづくりを担う人づくりを重要視します。

人生100年時代の到来や複雑・曖昧で変化が激しく予測困難な時代の中、世界は「地球環境の世紀」[AI(人口知能)などによる知能改革の時代]という、大変革期を迎えています。

さらに、新型コロナなどの疫病、自然災害の頻発化・激甚化、円安・物価高、人口減少の加速など、私たちがとりまく環境は非常に厳しい状況にあります。

このような時代に、静岡市が市民生活と地域経済の両面で持続可能な発展を遂げていくためには、私たちのまちの課題を見つめ、改善・解決に向かって一歩踏み出し、まちの新しい価値や魅力をつくるなど、時代の変化に適応しながら、まちのために積極的に行動できる人、すなわち「シチズンシップ」に富んだ人が不可欠です。

まちづくりの主役は「人」であり「社会」です。

本市が全市一体的に進める「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」では、まちづくりの主役となる「みなさん」を支えし伴走しながら、「みなさん」の主体的かつ継続的な学びの循環を生み出し、共に「未来の静岡」を創っていく活動・活躍・チャレンジがアップデートしていくことを目指していきます。

学長 難波喬司 静岡市長

※シチズンシップとは：住民から一歩踏み出して、市民として積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識のことを指します。

イメージ図：「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の学びの循環



●3つの基本方針

ビジョンを描く

「こ = 構想力」を
育みます

未来に自分は何を実現させたいのかというビジョンを明確にすることが必要です。

ビジョンの実現に向けて
力強く進む

「こ = 行動力」を
育みます

今日から自分がアクティブに前向きに活動することが大切です。

共に行動する仲間を
引きつけ魅了する

「に = 人間力」を
育みます

シチズンシップをもつリーダーに不可欠なのが、人間としての魅力です。

静岡で学び、静岡を学ぶ



受講前

【講座案内】 講座の情報が一目瞭然

こ・こ・にでは、様々な講座をまとめて紹介しています。

2024年度は47講座を開催予定。

あなたにぴったりの講座が見つかります! >> 詳細は3頁へ

訂正終了後入れます

修了後

【修了後フォロー】 あなたの活動をサポート

●交流会「ここにわ」

こ・こ・に全講座の受講生や修了生が集う交流会を年度末に開催しています。一緒に学んだ仲間との再会や、新しい出会いを通して、人的ネットワークが広がり、今後の活動につながります。 >> 詳細は6頁へ



●ここにわ通信

事務局を通じたメールにより、市附属機関等委員の募集や、修了生の学びや活動に役立つ情報などを受け取ることができます。

●ここにわ相談

まちづくりの専門家に、活動へ一歩踏み出すきっかけとなるような相談が気軽にできます。 >> 詳細は6頁へ

【静岡まちづくりマスター認定制度】 学んだあとには実践

講座を修了することで獲得できる「こ・こ・にポイント★」を集めることで、静岡まちづくりマスターに認定されます。 >> 詳細は下記へ

学んだ後の実践を応援する 静岡まちづくりマスター認定制度

●静岡まちづくりマスター認定制度とは

こ・こ・にの講座を複数修了し、こ・こ・にポイント★を5つ以上獲得した方を、静岡のまちづくりのリーダーとして認定する制度です。

マスターの
特典!

- 生涯学習施設や市民活動センターの使用料免除(1年間)
- まちづくりが学べる特別研修への参加(無料、年1回程度)
- 市附属機関の市民委員応募時の副申(3年間)

詳しくは市HPへ!



あなたの学びがここにある！ 全47講座！

キャリアチャレンジ学部

キャリアチャレンジ学部は、能力やスキル、キャリアを向上する学びから、地域経済を担う活躍やチャレンジに繋げることを目的とした人材養成講座を束ねた学部です。

No.	講座名	担当	頁数
1	しずおか教師塾	教職員課	P7
2	ヘルシー食deブランディング 飲食関係者向け専門講座	健康づくり推進課	P7
3	ライフデザイン人材育成講座	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	P8
4	求職者のための介護職員初任者研修講座	NEW 商業労政課	P8
5	仕事に生きる自己形成とマネジメント入門講座	NEW 有度生涯学習交流館	P9
6	「エフェクチュエーション」体験講座	公民連携 NEW 株式会社 SBS情報システム	P9
7	ラズベリーパイと3Dプリンターで実現するIoTキット作成講座	公民連携 NEW 株式会社 SBS情報システム	P10
8	未経験でも簡単にアプリが作れるノーコード開発講座	公民連携 NEW 株式会社 SBS情報システム	P10
9	事務系で働く人向け！ゼロから始める生成AI講座	公民連携 NEW ことのは塾	P11
10	仕事で役立つパソコン・スマホのトラブル対応スキルアップ講座	公民連携 NEW YUYU PC CLUB	P11
11	基礎から学ぶ！事業継続計画(BCP)策定スキル習得講座	公民連携 NEW STF	P12
12	静岡キャリアデザイン塾(Light)	公民連携 NEW 株式会社 SNOPPI creation	P12
13	専門用語を使わないマーケティング入門講座	公民連携 NEW 静岡マーケティングサロン	P13
14	グローバル時代のコミュニケーション講座	公民連携 NEW キャリアカレッジ有志の会 しずおか♡やちひNet コミュニティカフェSOW	P13

Reまなび大学コース

Reまなび大学コースは、高度な専門教育を担う静岡市内の大学が実施する社会人向け講座で学び、これからの時代に必要な知識や技術を習得した人材を養成することを目的としたコースです。

No.	講座名	担当	頁数
42	静岡大学地域創造教育センター 公開講座	NEW 静岡大学地域創造教育センター 地域人材育成・プロジェクト部門	P29
43	静岡県立大学地域経営研究センター 社会人学習講座	NEW 静岡県立大学地域経営研究センター	P29
44	常葉大学・常葉大学短期大学部 公開講座	NEW 常葉大学 地域貢献センター	P29
45	東海大学 生涯学習講座	NEW 東海大学生涯学習講座事務局	P30
46	静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部 公開講座	NEW 英和学院大学・短期大学部 企画部連携課	P30
47	静岡理工科大学 社会人講座	NEW 静岡理工科大学 総務部社会連携課	P30

「Reまなび」とは



英語で「再び」や「繰り返し」を意味する「Re」に「まなび」をプラスして「再び学んでみよう！」や「繰り返し学んでいこう！」というメッセージを込めた、市オリジナルの「あい言葉」です。
これからの時代に必要な知識やスキルをアップデートする「リスキング」や「リカレント教育」の「Re」の意味も込めました。

地域チャレンジ学部

地域チャレンジ学部は、地域貢献や環境・福祉・教育などを学び、市民生活を支える自発的な活動に繋げることを目的とした人材養成講座を束ねた学部です。

コース	No.	講座名	担当	頁数
地域 コミュニティ コース	15	地域デザインカレッジ2024	生涯学習推進課	P14
	16	アイセル女性カレッジ	静岡市女性会館	P14
	17	駿河区地域の人材育成事業 駿援隊	駿河区役所 地域総務課	P15
	18	スキルを活かす 地域のデジタル人材養成ワークショップ	NEW DX推進課	P15
	19	UDOまちづくりベース	有度生涯学習交流館	P16
	20	学生・地域・企業をつなぐ力を身につけよう	公民連携 NEW 一般社団法人 草薙カルテッド	P16
生活・環境 コース	21	多文化共生サポーター養成講座	国際交流課	P17
	22	環境大学	ごみ減量推進課	P17
	23	市民生きもの調査員養成講座	環境共生課	P18
	24	静岡市環境学習指導員入門講座	NEW 環境共生課	P18
観光・歴史 コース	25	観光ボランティアガイド養成講座	観光政策課	P19
	26	英語deおもてなしサポーター養成講座	観光政策課	P19
健康・福祉 コース	27	食育ボランティア人材養成講座	健康づくり推進課	P20
	28	運動でつながる～スキルを活かそう～	駿河生涯学習センター	P20
	29	地域支え合い人材養成講座	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	P21
	30	市民後見人養成研修(基礎編)	福祉総務課	P21
	31	再犯防止に関する支援者養成講座	福祉総務課	P22
	32	アイボランティエ入門講座	障害福祉企画課	P22
	33	移動支援事業従事者養成研修	障害福祉企画課	P23
	34	こころのバリアフリープロモーター育成講座	こころの健康センター	P23
子ども・ 教育コース	35	ひきこもりサポーター養成講座	青少年育成課	P24
	36	“学校・地域 ひとつなぎ”コーディネーター養成講座	教育総務課	P24
	37	学習支援人材養成講座	英生涯学習センター	P25
経済・産業 コース	38	ものづくりプラモデル大学	産業振興課	P26
	39	静岡市お茶の学校	農業政策課	P26

高校生チャレンジコース

高校生チャレンジコースは、シビックプライド*1やアントレプレナーシップ*2を培う課題解決型の学びから、未来の社会に羽ばたく人材を養成することを目的としたコースです。

No.	講座名	担当	頁数
40	高校生まちづくりスクール(プロジェクト編)	青少年育成課	P27
41	高校生まちづくりスクール(ビジネス編)	生涯学習推進課	P27

*1 シビックプライドとは、都市に対する市民の誇り。

「このまちをより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識を伴う自負心のこと

*2 アントレプレナーシップとは、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神のこと(起業家精神)

こ・こ・に 講座案内2024

掲載されている内容は2024年3月末時点の情報です。
講座の開催時期等が変更になる場合がありますので、
最新の情報はホームページ(こ・こ・に講座案内2024)でご確認ください。



29

地域チャレンジ学部 健康・福祉コース

3 すべての人に
健康と福祉を

地域支え合い人材養成講座

地域の支え合い活動に取り組みたいあなたに

こ・こ・にポイント



修了後 高齢者が誰でも一緒に参加できる居場所づくりを実践!



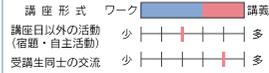
▲グループワーク活動を発表する様子

講座概要

地域における高齢者の現状や課題を把握し、地域支え合い活動のために必要なことを講義形式で学びます。さらに居場所づくりの実践者からの報告、グループワーク等により具体的な活動をイメージしていきます。

受講生の声

- ・とてもたくさんのヒントをもらうことができました。楽しみながら地域のために頑張りたいと思います。
- ・この縁でつながれた方々と今後も協力できることを期待しています。



時 期	11月/曜日・時間帯未定	回 数	5回
対 象	市内在住の方	定 員	15人
主な会場	未定	受講料	無料

【問合せ】
地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
TEL.054-221-1203

静岡で学び、静岡を学ぶ



31

地域チャレンジ学部 健康・福祉コース

3 すべての人に
健康と福祉を

再犯防止に関する支援者養成講座

犯罪をした者を理解し、再犯防止について学び・行動したいあなたに

こ・こ・にポイント



修了後 生きづらさを抱える人の社会復帰の支援で活躍!



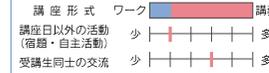
▲支援が必要な人の窓口での手続きに同行する(付添い支援)の様子

講座概要

犯罪件数は減少してきてはいますが、2人に1人は再犯者であるという現実があります。事情があり過去に犯罪をしてしまった人等にとどのように向き合い、どうすれば寄り添うことができるか、再犯防止・更生保護に関する制度などを学ぶ連続講座です。

受講生の声

無料で開催してくれる講座にしては、講師の先生方や施設見学の内容が素晴らしくいいと思います。いろいろ知り考えさせていただくことができ、とても貴重な機会でした。ありがとうございました。



時 期	9月開講(月1回講座)	回 数	5回程度
対 象	市内在住の方	定 員	20人
主な会場	静岡市地域福祉共生センター みなくる	受講料	無料

【問合せ】
福祉総務課
TEL.054-221-1366

30

地域チャレンジ学部 健康・福祉コース

3 すべての人に
健康と福祉を

市民後見人養成研修(基礎編)

市民後見人として地域に貢献したいあなたに

こ・こ・にポイント



修了後 選考の上、市民後見人養成研修(実務編)を1年間受講!



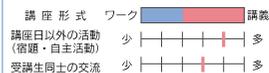
▲研修中のグループワークの様子

講座概要

認知症などの判断能力が十分でない方に寄り添い支援する「市民後見人」を養成する講座です。成年後見制度の概要や対象者理解などを、実習を交えて学んでいただけます。ご本人を尊重し、誠実に活動できる方を募集します。

受講生の声

現役で活躍されている専門家の先生方から教わったことがこれからの生活に役立ち、受講できたことが私にとって大きな財産となりました。(40代・女性)



時 期	8月～翌年2月/平日	主な会場	静岡市中央福祉センターほか
対 象	・市内在住で、概ね30歳～70歳までの方 ・弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士等として業務を行っていない方、または行っ予定がない方 ・事前説明会に参加できる方・レポート、面接による選考あり	回 数	11回
		定 員	20人
		受講料	7,500円

【問合せ】
福祉総務課
TEL.054-221-1366

32

地域チャレンジ学部 健康・福祉コース

3 すべての人に
健康と福祉を

アイボランティア入門講座

目が不自由な方の力になりたいあなたに

こ・こ・にポイント



修了後 点訳や音訳、ガイドヘルプ等のアイボランティアとして活躍!



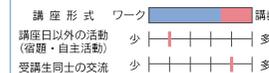
▲外出体験の様子

講座概要

視覚障がいへの理解を深めることを目的に、視覚障がい者の方々の座談会や、ボランティア団体(アイボランティア)の活動である点訳、音訳、ガイドヘルプなどの体験を行い、必要なサポートを学びます。

受講生の声

体験して、視覚障がいについて知ったり、障がいがある方の気持ちに少しでも寄り添うことは、とても貴重な体験だと感じました。(50代・男性)



時 期	6月～7月/水曜午前または、土曜午前	回 数	7回
対 象	市内在住、又は通勤・通学している方	定 員	20人
主な会場	清水社会福祉会館「はーとびあ清水」	受講料	無料

【問合せ】
障害福祉企画課
TEL.054-221-1198

再犯防止に関する支援者養成講座

【事業概要】

令和5年度に実施した市民向け講座を今年度も継続して実施し、再犯防止・更生保護制度に理解のある市民を増やし、犯罪をした者等が社会復帰できる地域づくりと、将来的に保護司の担い手を増やす土壌づくりを目指す。

令和5年度同様、講座修了者で、再犯防止推進に携わりたいと希望するものを再犯防止推進員に任命する。また、再犯防止推進員以外の市民ボランティア等も取り上げ、犯罪をした者等に支援者として関わるきっかけづくりにつなげる。

【講座メニュー 案】

全7回 各2時間

回数	日時	依頼先	内容
第1回	9月	静岡地方検察庁	・ 刑事事件の流れ ・ 施設見学
第2回	10月	静岡保護観察所 駿河区保護司会	・ 更生保護制度 ・ 保護観察所、保護司の取組について
第3回	11月	静岡少年鑑別所	・ 少年鑑別所とは ・ 施設見学
第4回	11月	静岡刑務所又は駿府学園	・ 刑務所又は少年院とは ・ 施設見学
第5回	12月	就労支援事業者機構 静岡公共職業安定所 協力雇用主	・ 出所者の仕事
第6回	1月	少年の家 WAC 清水	・ 出所者の住まい ・ 施設見学（少年の家）
第7回	2月	静岡保護観察所 福祉総務課	・ 再犯防止に関する市民の取組やボランティア活動について ・ 静岡市再犯防止推進事業

再犯防止関連事業

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
事業類型①：就労支援の充実					
個々の適性を踏まえた就労支援の充実【重点】					
1	競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置	静岡市で発注する建設工事への入札参加資格を審査するに当たり、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」である事業者に対して加点を行うことで、事業者の再犯防止の取組を促進します。 （補足）静岡市建設工事入札参加者に対して主観的事項の加算点として「再犯防止の取組状況静岡保護観察所に協力雇用主として登録されている場合 10点」としている。	直営		契約課
2	高齢者就労促進事業	「人生100年時代」に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備するため、就労希望者と就労先のマッチング支援、人材育成等を行います。 1 マッチング支援（プラットフォーム運営） 2 重点分野の新規雇用創出 3 普及啓発 【他部署・機関等の連携】 静岡市誰もが活躍推進協議会（事務局：静岡市地域包括ケア・誰もが活躍推進本部） 静岡市保健福祉長寿局、同経済局、(公社)静岡市シルバー人材センター、(福)静岡市社会福祉協議会、静岡商工会議所、静岡県ボランティア協会、札の辻クロスビルマネジメント(株)、静岡県立大学、有識者（(株)ふじのくに物産、(株)リクルートジョブズリサーチセンター、BBT大学／一般社団法人INSPIRE）	直営		地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
3	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	生活保護受給者又は生活困窮者のうち、就労体験が少ない者、離職期間が長い者等就労阻害要因がある者及び社会参加への意欲が乏しい者に対し、就労体験・職業訓練等を行うことにより、就労意欲及び就労能力並びに社会参加への意欲を高めます。 関係機関 ・各福祉事務所 生活支援課 ・株式会社東海道シグマ	一部委託		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
4	就職氷河期世代再チャレンジ支援事業	被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	一部委託		地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
5	誰もが活躍支援プロジェクト検討事業	多様な就労困難者の就労及び社会参画を支援する体制についての検討するための調査を実施するとともに、誰もが活躍するまちの実現に向けてプロジェクトの総合的な制度設計を行います。	一部委託	令和5年度にて終了	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
6	就労自立促進事業	<p>職業安定所（ジョブサポートコーナー）を各福祉事務所に隣接して設置し、各区の就労支援員や関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を行います。生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象としたもので、ハローワークの協力を受けながら、きめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。</p> <p>関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各福祉事務所 生活支援課 ・各区ジョブサポートコーナー ・静岡公共職業安定所（ハローワーク） ・清水公共職業安定所（ハローワーク） 	直営		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
【新】 令和6 年度開 始	多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト	働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が、生きがいや役割を持ち望む場所で活躍を整えるため、就労に結びついていない多様な就労困難者と人手不足の企業をつなげ、持続的な雇用体制を構築するための実証事業を行います。 【事業内容】 1 インクルーシブ雇用推進事業 2 各種制度等の調査検討 【担当課】 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 【連携機関】 静岡市誰もが活躍推進協議会（事務局：静岡市地域包括ケア・誰もが活躍推進本部） 静岡市保健福祉長寿局、同経済局、(公社)静岡市シルバー人材センター、(福)静岡市社会福祉協議会、静岡商工会議所、静岡県ボランティア協会、札の辻クロスビルマネジメント(株)、静岡県立大学、有識者（(株)ふじのくに物産、(株)リクルートジョブズリサーチセンター、BBT大学／一般社団法人INSPIRE）	一部委託		地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

事業類型②：住居の確保と支援

対象者の特性に応じた住居の確保と支援【重点】					
7	生活困窮者住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づき、失業等により住居を失う又は失うおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当額を支給するとともに就労支援を行い、自立を後押しします。 離職・廃業後2年以内、又は給与等を得る機会が当該個人の攻めに帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業と同程度の状態にある生活困窮者に対し、家賃相当額（原則3月、最長9月間）を支給します。 ・ 関係機関 各福祉事務所 生活支援課 自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	直営		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
8	生活困窮者一時生活支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、住居の無い生活困窮者に対し、一時的な生活の場所と食事を提供し、その間に自立相談支援機関等が住居の確保を支援することで、安定した居宅生活を送れるよう後押しします。 ホテル・旅館等と協定を結び、住居の無い生活困窮者に住居及び食事の提供をしながら、就労支援等により住居の確保を支援します。原則2月以内（最長3月）支援します。 ・関係機関 各福祉事務所 生活支援課 自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	直営		福祉総務課
9	養護老人ホームの設置・管理	おおむね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の問題で、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる養護老人ホームを所管しています。 養護老人ホームの入所に係る措置は各福祉事務所高齢介護課が行っています。 ・関係機関 各福祉事務所 高齢介護課	全部委託		高齢者福祉課
10	セーフティネット住宅登録制度の活用	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促し、居住の安定に努めます。	直営		住宅政策課
11	居住不安定者等居宅生活移行支援事業	本市福祉事務所・生活困窮者自立相談支援機関の求めに応じ、居住支援を実施した本市所在の居住支援法人に対し、成約件数に応じた補助金を交付することにより、居住支援法人の財政基盤の強化を図り、本市における生活困窮者に対する居住支援体制の拡充を図る。	補助金		福祉総務課

事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者・障がいのある人などで犯罪をしてしまった者等への支援					
12	再犯防止相談支援事業	付添い支援・・・保護観察が見つからない人を対象に、出所・釈放後の行政窓口の手続きに、「再犯防止推進員」として市から委嘱を受けた更生保護に理解のある市民が付添い、適切な福祉サービスにつなげます。 伴走型支援・・・過去に犯罪等をした者が社会復帰を果たし、ある程度生活の立て直しのめどがたった後も、各区の暮らし・しごと相談支援センターが定期的に連絡等を取り、生活の困りごとの相談に乗り伴走型の支援をします。	全部委託		福祉総務課
再7	生活困窮者住居確保給付金事業・	再掲	直営		福祉総務課
再8	一時生活支援事業【再掲】				

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
再9	養護老人ホームの設置・管理【再掲】	再掲	全部委託		高齢者福祉課
13	成年後見制度利用促進事業	<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して自分らしく生活が送れるよう、市が関係団体と連携し、成年後見制度を必要とする市民を利用につなげるための地域の支援体制を構築します。</p> <p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 静岡市成年後見支援センターにおける相談支援 2 静岡市成年後見制度利用促進協議会の開催 3 成年後見制度利用支援事業 <p>(1) 市長申立ての実施 (2) 報酬助成の実施</p> <p>【担当課】 福祉総務課、障害福祉企画課・高齢者福祉課・精神保健福祉課・各区高齢介護課・各区障害者支援課</p> <p>【連携機関】 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等</p>	一部委託		福祉総務課
14	生活困窮者自立相談支援事業	<p>静岡市暮らし・しごと相談支援センター（生活困窮者自立相談支援法に基づく自立相談支援機関）を設置し、生活困窮者が困窮状態から早期に自立するための支援を実施します。</p> <p>各区に自立相談窓口を設置し、生活困窮者個々の状況に応じた自立支援プランを作成し、伴走型の支援を実施します。</p> <p>・関係機関 各福祉事務所 生活支援課 自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）</p>	全部委託		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
15	生活保護制度	生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。 ・保護の種類 ①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助 ⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助 ・関係機関 各福祉事務所 生活支援課	直営		福祉総務課
16	重層的支援体制整備事業	様々な困りごとを抱える方を対象とした包括的な支援体制の構築に向け、庁内外での連絡調整や会議体での検討、職員に対する研修等を行います。重層的支援会議の実施等を通じて実効性のある支援体制を構築していきます。	一部委託		福祉総務課
17	高齢者実態調査	市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯等を民生委員が訪問し、身体状況等について聴き取って調査します。 調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料とするとともに、援護が必要な方の情報を各地域包括支援センター等にも提供し、必要に応じた保健福祉サービス等の活用につなげたり、地域の見守り活動に活用したりしています。	直営		高齢者福祉課
18	地域移行支援事業	障害者支援施設や児童福祉施設の入所者や、精神科病院に入院している人等を対象として、住まいを確保することや、地域での生活に移行するための相談などを行います。	補助金		障害者支援推進課
19	地域定着支援事業	居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や障害者本人の生活環境の大きな変化等により、居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障害者に対して、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。	補助金		障害者支援推進課

事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(2) 薬物等への依存症の人で犯罪をしてしまった者への支援

20	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター業務において、地域移行・地域定着の促進に取り組み、再犯防止推進法に基づく、障がい者等の再犯防止に関する相談業務を行います。 また、静岡県地域生活定着支援センターと連携し、矯正施設から退所した障がい者が適切な福祉サービスを利用できるように調整を行うとともに、受入れ先事業所に対する後方支援を行います。	全部委託		障害福祉企画課
----	-----------	--	------	--	---------

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
21	依存症対策事業	依存症相談拠点として、依存症当事者やその家族を対象に相談支援及び普及啓発等を実施することにより早期に適切な治療や支援につなげます。また、地域の支援者を対象に人材育成、技術援助を実施し、相談対応力等の向上を図ります。 また、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を設置し、関係機関との連携を推進します。	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課

事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(3) 少年・若年者への支援

22	スクールカウンセラー活用事業	いじめ、不登校又は問題行動等、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを小中学校及び高等学校に配置し、児童生徒、保護者等への相談活動を実施します。	直営		教育総務課 児童生徒支援課
23	教育相談員活用事業	教育相談員を小中学校に配置し、児童生徒に対して日常的な見守りや寄り添うことなどを通して、社会的自立に向けた支援を行います。	直営		児童生徒支援課
24	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校及び高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒やその家庭に対して必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	直営		教育総務課 児童生徒支援課
25	少年補導の実施	青少年の健全育成・非行の未然防止活動のための少年補導を、地域や関係機関と連携して実施しています。	直営		教育総務課 青少年育成課
26	生活困窮者子どもの学習意欲向上事業	市内の被保護者世帯及び生活困窮世帯の子どもが学習の習慣づけや進学意欲を持つことができるよう支援を実施し、高校への進学及び高校卒業後の就職・進学を後押しします。 ・関係機関 各福祉事務所 生活支援課	一部委託		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等					
(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施					
27	配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者からの暴力を防止するとともに、配偶者から暴力を受けた被害者からの相談に応じたり、適切な相談機関につないだり、様々な支援を行います。 関係機関 ・各福祉事務所 生活支援課 ※静岡市配偶者暴力相談支援センターが各区生活支援課に設置されていることは公表していないため、外部取り扱い注意 ・男女共同参画・人権政策課	直営		福祉総務課
再20	障害者相談支援事業【再掲】	再掲	全部委託		障害福祉企画課
28	少年鑑別所の見学	触法少年及びごく犯少年（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高い少年）について、法務少年支援センター（少年鑑別所）の見学を行い、再犯防止を図ります。	直営		児童相談所
再21	依存症対策事業【再掲】	再掲	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課
29	精神保健福祉センターにおける相談事業	こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談を専門職が受けています。	直営		こころの健康センター
30	電話相談事業（てるてるハート）	メンタルヘルスに関する本人や家族からの電話相談を受けています。	直営		こころの健康センター
31	児童虐待防止対策	要保護児童対策地域協議会において要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連携し、児童やその保護者に関する情報やリスクを踏まえた支援方針等を共有するとともに、支援内容や役割分担などの協議を行います。	直営		子ども家庭課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
事業類型④：民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等					
再1	競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置【再掲】	再掲	直営		契約課
32	人権啓発活動	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発に関するイベントの開催や人権に関する講演会の実施等を通じて、人権尊重の考えを広め、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護を図ります。	一部委託		男女共同参画・人権政策課
33	保護司会連絡協議会への補助	更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し、補助金を交付し保護司や保護司会の活動を支援します。 静岡市保護司会連絡協議会は、更生保護、犯罪予防を目的とする「社会を明るくする運動」や、薬物乱用防止等の啓発活動を実施しています。 主な活動 ・保護司会における青少年関連事業 ・静岡市青少年問題協議会への参加 ・静岡市青少年育成センター主催の少年補導への参加 ・各中学校区で実施する健全育成大会への参画 等	補助金		福祉総務課
34	更生保護サポートセンターの設置	更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が地域の更生保護活動の拠点として、地方公共団体や地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で処遇活動及び地域活動を実施している。市では3つの保護区全ての更生保護サポートセンターが市有施設に設置され、活動を続けている。	補助金		福祉総務課
35	感謝状の贈呈	静岡市青少年育成センター事業として、補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労が顕著である方等に対し、市長から感謝状を贈呈しています。 (1) 補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労顕著である者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に功績顕著であると認める者	直営		青少年育成課
36	社会を明るくする運動の推進	社会を明るくする運動を、保護観察所、保護司会等と協力して推進します。	直営		福祉総務課
37	再犯防止に関する支援者養成講座	市民向けに再犯防止の推進や更生保護の制度等について、連続講座を行い、再犯防止推進について理解のある市民を増やす。講座終了者は、希望により、再犯防止推進事業の「付添い支援」を行う「再犯防止推進員」として活動する。	直営		福祉総務課

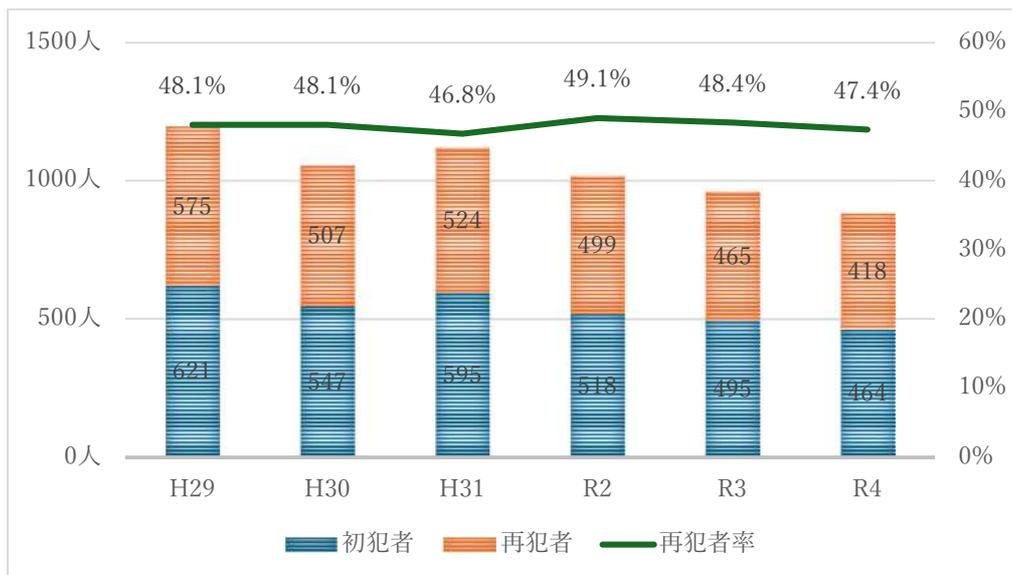
No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
		連携・協働する他部署・機関等がある場合は、記入してください。	直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	
事業類型⑤：国・民間団体等との連携強化					
38	静岡刑務所仮釈放予定受刑者による公園清掃作業	静岡刑務所に収容されている者のうち、受刑態度が良好等で仮釈放が予定されている者を対象に、静岡刑務所と協力して公園の清掃という社会貢献活動の機会を提供することで、受刑者の改善更生の意欲を高め、再犯防止を図ります。	直営	静岡刑務所からの依頼に基づいて行っているため、静岡刑務所の事情により終了する可能性がある。	公園建設管理課
39	関係会議への参加	犯罪をした者等への支援を行うため、国、県、及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化し、再犯防止施策等を推進することを目的として、市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議等に参加し、情報交換、調査研究等を行います。	直営		福祉総務課
40	静岡市再犯防止推進協議会の開催	静岡市再犯防止推進計画及び再犯防止推進に関する事業の進捗管理のため国等関係機関や民間の支援団体、学識経験者等で構成する附属機関「静岡市再犯防止推進協議会」を開催します。	直営		福祉総務課
再36	社会を明るくする運動の推進【再掲】	再掲	直営		福祉総務課
再21	依存症対策事業【再掲】	再掲	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課

静岡市における初犯者数・再犯者数の推移

検挙者数	検挙人数 総数	初犯者・再犯者別		再犯者率
		初犯者	再犯者	
平成29年（2017）	1,196人	621人	575人	48.1%
平成30年（2018）	1,054人	547人	507人	48.1%
平成31年・令和元年（2019）	1,119人	595人	524人	46.8%
令和2年（2020）	1,017人	518人	499人	49.1%
令和3年（2021）	960人	495人	465人	48.4%
令和4年（2022）	↓ 882人	↓ 464人	↓ 418人	↓ 47.4%

【法務省矯正局提供データに基づき静岡市作成】

※静岡市内の警察署の検挙人員（少年を除く。）



参考数値

令和6年3月31日現在

指標	実績値 (令和2年度又は令和2年度)	実績値 (令和3年度又は令和3年度)	実績値 (令和4年度又は令和4年度)	実績値 (令和5年度又は令和5年度)	
保護観察対象者の再処分率等	令和2年 再処分・取消率 (内訳) 再処分率	令和3年 再処分・取消率 (内訳) 再処分率	令和4年 再処分・取消率 (内訳) 再処分率	令和5年 再処分・取消率 (内訳) 再処分率	
	保護観察処分少年 25.0%	保護観察処分少年 7.3%	保護観察処分少年 27.0%	保護観察処分少年 13.8%	
	少年院仮退院者 16.7%	少年院仮退院者 16.7%	少年院仮退院者 25.0%	少年院仮退院者 0%	
	再処分・取消率	再処分・取消率	再処分・取消率	再処分・取消率	
	刑務所仮釈放者 4.8%	刑務所仮釈放者 4.3%	刑務所仮釈放者 2.7%	刑務所仮釈放者 0%	
	保護観察付執行猶予者 26.1%	保護観察付執行猶予者 46.7%	保護観察付執行猶予者 11.1%	保護観察付執行猶予者 66.7%	
	協力雇用主	令和2年 協力雇用主数 実際に雇用している 協力雇用主数 協力雇用主に 雇用されている 刑務所出所者等数	令和3年 協力雇用主数 実際に雇用している 協力雇用主数 協力雇用主に 雇用されている 刑務所出所者等数	令和4年 協力雇用主数 実際に雇用している 協力雇用主数 協力雇用主に 雇用されている 刑務所出所者等数	令和5年 協力雇用主数 実際に雇用している 協力雇用主数 協力雇用主に 雇用されている 刑務所出所者等数
154社		156社	166社	148社	
20社		23社	6社	3社	
24人		28人	6人	3人	
保護観察終了時に無職である者の 数及びその割合		令和2年 無職者数 その割合	令和3年 無職者数 その割合	令和4年 無職者数 その割合	令和5年 無職者数 その割合
		39人 39.0%	34人 27.6%	17人 18.3%	23人 21.5%
更生保護施設において一時的に 居場所を確保した者の数	令和2年度(会計年度) 40人	令和3年度(会計年度) 24人	令和4年度(会計年度) 11人	令和5年度(会計年度) 22人	
更生保護施設出所時に就職先が 見つかった人の数及び割合	令和2年度(会計年度) 就職先あり その割合	令和3年度(会計年度) 就職先あり その割合	令和4年度(会計年度) 就職先あり その割合	令和5年度(会計年度) 就職先あり その割合	
	12人 30.8%	11人 36.7%	0人 0%	9人 50.0%	
保護司数及び保護司充足率 (定数310人)	令和2年 保護司数 その割合	令和3年 保護司数 その割合	令和4年 保護司数 その割合	令和5年 保護司数 その割合	
	253人 81.6%	237人 76.5%	235人 75.8%	235人 75.8%	
社会を明るくする運動参加人員	令和2年度 のべ 1,794人	令和3年度 のべ 2,211人	令和4年度 のべ 2,514人	令和5年度 のべ 4,733人	

【静岡保護観察所提供】

付添い支援事業検証作業部会

開催日 令和6年4月26日(金)
場所 静岡市役所 新館地下1階 サークル室
出席者(順不同、敬称略)
静岡地方検察庁 菅野 紀枝
藤原 豊彦
静岡保護観察所 近藤 大介
静岡県地域生活定着支援センター
須田 早苗
静岡刑務所 黒石 歩行
静岡市福祉総務課 宮崎 美奈弥
濱 卓也
武田 匡祐

潜在支援対象者へのアプローチ

- ▽微罪処分を受けた者など
警察で釈放される犯罪者も多い
区役所へ警察官が連れ添ったケースがある
- ▽更生保護施設を退所する者
退所の際に生活保護を必要とする場合がある
確実に支援窓口まで繋げることができると安心

関係機関における支援ニーズ

- ▽信頼関係による支援
面談 ▶ 付添い支援 ▶ フォローアップ
特定の支援者の一貫した支援
- ▽支援者が見つからない処遇困難者の対応
- ▽犯罪を未然に防ぐ地域づくり
福祉サービスを利用していない人への見守り
違和感や変化に気づける人、相談できる人

事業周知

- 市内警察署、更生保護施設、庁内関係課 など
よりそい支援員と支援対象者との時間の確保
 - 手続き前に面談の時間、場所を設ける
- 付添い支援の人数体制の見直し
- 基本1名で行っている支援を複数体制とする

事業スキーム見直しの検討

- 付添い支援から伴走型支援への繋がり
- 処遇困難者への対応
- 地域の中での継続的な見守り

令和5年度 第2回静岡市再犯防止推進協議会

開催日 令和6年2月13日(火)
場所 静岡市役所 新館9階 特別会議室

事業の広報・周知

- ▽静岡刑務所を起点とした全国発信
- ▽静岡市への帰住者に対する広報

支援対象者との時間の創出

- ▽対象者と話す時間がない
今後の支援や対象者の意向が把握できない
- ▽気持ちを和らげる、話しやすい環境づくり